

## 京信目的ローン「ライフセーブ」

(2026年2月24日現在)

商品名	京信目的ローン「ライフセーブ」【リフォーム資金】
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の営業地域内に居住または勤務している方</li> <li>・お申込時年齢が満20歳以上で、最終ご返済時の年齢が満80歳未満の方</li> <li>・継続安定収入のある方</li> <li>・当金庫の指定する保証会社の保証を受けられる方</li> <li>・当金庫の定める融資基準を満たしている方</li> </ul>
お使いみち	<p>申込者本人が居住する本人、配偶者またはその家族(二親等以内)が所有する居住用住宅に関する以下の資金</p> <p>なお、本人および配偶者の親が所有する住宅を対象とする場合は、申込者本人の同居の有無を問わないものといたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅の増改築、改装および住宅設備機器購入資金</li> <li>2. 外壁、門扉、庭、ガレージの建設、修繕資金</li> <li>3. バリアフリー工事および介護機器購入資金</li> <li>4. 家庭用蓄電池、太陽光発電システム(50kW未満)等の住宅設備機器及び工事資金</li> <li>5. 耐震強化工事資金</li> <li>6. 上記1～5以外の資金で当金庫が認めたリフォーム資金</li> <li>7. リフォームローンの借換資金</li> </ol> <p>ただし、借換対象リフォームローンで直近3ヵ月以内に返済遅延がないこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8. 上記1～6の資金と同時に購入する家具、家電等の購入資金</li> <li>9. 申込者本人が所有する予定の住宅(新築・中古)購入資金</li> </ol> <p>ただし、</p> <p>個人間売買および店舗、貸店舗、事務所、貸事務所、民泊等の事業を目的とした購入は対象外とします。なお、空き家、底地の購入資金は対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>10. 申込者本人が所有する住宅に隣接する土地(道路を挟んだ対面の土地も対象)の購入資金</li> <li>11. 上記9の資金と同時に行うリフォーム資金(車庫建築、エクステリア工事、造園工事を含む)</li> <li>12. 上記9または10の購入に伴う諸費用等の資金</li> </ol> <p>(家具、家電、印紙代、事務手数料、仲介手数料、火災保険料、登記費用等)</p> <p>※【お使いみち.7】の場合を除き、工事完了後の申込は対象外とします。</p> <p>※支払済み資金は対象外となります。</p> <p>※ご融資金額は当金庫から購入先・お支払先への振込とさせていただきます。</p>
ご融資金額	<p>10万円以上1,000万円以内(1万円単位)</p> <p>ただし、</p> <p>【お使いみち.8】については50万円、【お使いみち.12】については100万円を上限といたします。</p> <p>また、借換資金のみの場合は残存一括償還金額に諸費用(印紙代、振込手数料等)を含めた金額を上限といたします。</p>

ご融資期間	6ヵ月以上15年以内(1ヵ月単位) ただし、 ・お使いみちが借換資金のみの場合は残存償還期間を上限といたします。
ご融資利率 (通常金利)	変動金利です。 通常金利は、当金庫の「個人ローン標準金利」を基準金利として決定します。 ※金利につきましては個人ローンセンターまでお問い合わせください。 ●以下の条件を一つ以上満たしている方については、通常金利より年1.000%引き下げます。 ①当金庫で給与振込を受けておられる方 ※通帳に「給振」と表示される明細でのお受取実績に限ります。 ②当金庫と「パートナー覚書」を締結している事業所にお勤めの方(役員、事業主の方もご利用いただけます。) ③当金庫のVパートナーに加盟している事業所にお勤めの方(役員、事業主の方もご利用いただけます。) ④当金庫で住宅ローンのご利用がある方 ※一部金利引下げを適用することができない住宅ローンがあります。
ご融資利率の見直し	ご融資利率は、原則、年2回、4月1日と10月1日現在の「個人ローン標準金利」を基準に見直しを行います。新しい金利は、6月または12月の約定返済日の翌日から適用します。
ご返済方法	元利均等毎月返済方式(注) ・融資金額の50%の範囲内で、年2回、半年毎のボーナス併用返済もご利用いただけます。 ・元金据置期間中は、利息のみの返済となります。 (注)元利均等返済とは、毎月決まった金額(元金+利息)をお支払いいただく方式です。
ご返済日	6日・16日・26日の中から選択していただきます。
保証人及び担保	不要です。 ・当金庫指定の保証会社の保証を利用していただきます。 ・保証料は融資利率に含まれています。
手数料	不要です。

<p>お申込時にご用意 いただく書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認資料(運転免許証・マイナンバーカード等)</li> <li>＜お申込金額300万円超の場合＞</li> <li>・所得証明資料 (給与所得者)以下いずれかの書類 公的所得証明書、源泉徴収票、住民税決定通知書 (個人事業主)以下いずれかの書類 納税証明書(その2)、確定申告書、(税務署の受付印があるもの、電子申告の場合は受付番号等の確認できるもの)</li> <li>・使途、金額、支払先が確認できる書類</li> <li>①見積書、注文書、売買契約書等のいずれかの写し</li> <li>②土地購入の場合は、隣地(底地)であることが確認できる書類</li> <li>【借換資金の場合に必要な書類】</li> <li>③借換対象リフォームローンの償還表または残高証明書の写し</li> <li>④直近3ヵ月以内に返済遅延のないことが確認できる書類の写し</li> <li>【融資実行後に必要な書類】</li> <li>⑤【お使いみち.9、10】は、対象不動産の所有権移転(保存)登記後の登記簿謄本の写し (融資実行後2ヵ月以内のもの)</li> </ul> <p>※お申込内容やお取引内容により、追加本人確認書類、その他審査に必要な資料を別途ご用意いただく場合がありますので、予めご了承ください。</p>
<p>ご返済試算額</p>	<p>個人ローンセンターまたは店頭にお申し出いただければ、ご返済額を試算いたします。</p>
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話075-211-2111)にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター(電話075-231-2378)等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接お申し立ていただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。</p>
<p>WEB完結申込</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品は、専用WEBサイトでお申込いただくことができます。</li> <li>・専用WEBサイトのお申込の場合、仮審査申込から本審査・ご契約、ご融資実行までWEB上で完結します。(但し、一部お取引内容によりご来店が必要な場合があります。)</li> <li>・お申込内容の確認画面はお申込人様で印刷していただき、保管してください。確認画面は当金庫では再発行できません。</li> <li>・ご融資実行後の計算書・返済予定表等は京信電子交付サービスにて交付いたします。</li> </ul>

その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・お申込みいただいても、審査の結果ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。</li><li>・ご融資希望日の3ヵ月前から仮審査のお申込ができます。</li><li>・仮審査結果通知から所定の期間を過ぎた場合、再度所定の審査をさせていただきます。再審査の結果、ご希望に添えないこともあります。</li><li>・仮審査承諾後の本申込時に、申込内容が仮審査時と相違することが判明した場合、ご希望に添えないことがあります。</li><li>・お借入金の全額繰上返済を希望される場合は、お取引店舗にてお手続きを承ります。</li><li>・お借入金の一部繰上返済は受付できませんので、あらかじめご了承ください。</li><li>・今回のお申込により当金庫からのお借入総額(一部の借入金を除く)が700万円を超える場合、当金庫の出資会員となっていただく必要があります。その際、別途出資金が必要となります。</li></ul>
----------------	---